

# 第1回

## 館林市・板倉町合併協議会

### 会議資料

日時：平成28年7月15日（金）午前9時30分

場所：館林市文化会館3号室



報告第1号

館林市・板倉町合併協議会の設置について

館林市・板倉町合併協議会の設置について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安楽岡 一 雄

館市発第H280275号

板企第 3282 号

平成28年6月6日

群馬県知事 大澤 正明 様

館林市長 安楽岡 一 雄



板倉町長 栗原 美



館林市・板倉町合併協議会の設置について（届出）

館林市及び板倉町の合併に関する協議等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2の2第2項の規定により、下記の書類を添えて届け出いたします。

記

- 1 協議会の設置を必要とした理由
- 2 館林市・板倉町合併協議会規約の写し
- 3 両市町議会の議決書の写し
- 4 両市町議会の会議録の写し
- 5 告示書の写し

(1) 協議会の設置を必要とした理由

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項の規定に基づく直接請求制度により、館林市及び板倉町の合併に関する協議等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2の2第1項及び合併特例法第3条第1項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会を設置するものである。

(2) 館林市・板倉町合併協議会設置の経緯及び概要

平成27年12月29日に合併特例法第4条第1項の規定に基づき、板倉町の請求代表者から板倉町長に対し、有効署名数647名の署名を添えて、館林市を合併対象市町村とする合併協議会の設置請求がなされた。

これを受けて、平成28年1月4日に合併特例法第4条第2項の規定に基づき、板倉町長から館林市長に対して、議会に付議するか否かの意見照会が行われ、3月1日に同条第3項の規定に基づき、館林市長から板倉町長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議する旨の回答を行い、同日に同条第4項の規定に基づき、板倉町長が館林市長に回答結果を通知した。

その後、館林市及び板倉町の合併に関する協議等を行うため、法第252条の2の2第1項及び合併特例法第3条第1項の規定に基づき、規約を定め合併協議会を設置することについて、館林市、板倉町両議会に付議し、館林市議会は4月15日、板倉町議会は4月21日に臨時議会を開催し、両議会とも可決した。

これに伴い、館林市長と板倉町長は協議により規約を定め、平成28年6月1日に、館林市・板倉町合併協議会を設置した。

館林市・板倉町合併協議会は、会長、副会長及び委員で構成され、館林市と板倉町との合併に係る協議、合併特例法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成その他両市町の合併に関し必要な事項について協議する組織である。



報告第2号

館林市・板倉町合併協議会規約について

館林市・板倉町合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会規約

### (設置)

第1条 館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

### (名称)

第2条 前条の合併協議会の名称は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 両市町の住民への協議経過等の情報提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市町に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちから、これらを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の副市長及び副町長

- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会から選出された議員各3名
- (4) 両市町の教育委員会の教育長
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (6) 両市町の長が協議して定めた両市町の職員
- (7) 協議会の設置請求代表者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 会議は、公開とする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、両市町の長が協議して定める。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、両市町の長が協議し、会長が委嘱する監査委員2人が、これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査委員は、非常勤とする。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が会議に諮り、別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、両市町の長が協議して定めた日から施行する。

報告第3号

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、館林市及び板倉町の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。

4 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

### (会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

### (専門部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員等を出席させ、説明又は助

言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市町名	職名
館林市	副市長
	政策企画部長
	企画課長
板倉町	町長補佐
	総務課長
	企画財政課長



報告第4号

館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について

館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会専門部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示又は幹事会の要請により、協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、別表に定めるとおりとし、館林市にあつては部課長等及び板倉町にあつては課係長等の職にある者をもって組織する。

### (部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、前条に規定する専門部会を組織する者の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。
- 3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長が当たるものとする。

### (関係職員等の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会で作成した協議案又は調整案を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部署が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

政策企画部会
総務部会
市民環境部会
保健福祉部会
経済部会
都市建設部会
議会・監査部会
教育部会



報告第5号

館林市・板倉町合併協議会事務局規程について

館林市・板倉町合併協議会事務局規程について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関する事。
- (4) 協議会の庶務に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する事。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務係
- (2) 計画係
- (3) 調整1係
- (4) 調整2係

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 係長
- (4) その他の職員

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整

(2) 事務局長の補佐

(3) 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときの職の代理

3 係長及びその他の職員は、上司の命を受けて所管の事務を処理する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、館林市職務権限規程（昭和56年館林市訓令第1号）の規定を準用する。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局次長は、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。

(1) 館林市及び板倉町との連絡調整に関すること。

(2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。

(3) 各種資料等の作成に関すること。

(4) 実務的な調査及び回答に関すること。

(5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。

(6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。

(7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事案を処理する場合の起案は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 事務局が保有する公文書の公開については、館林市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、館林市の公印の取扱いの例によるものとする。

る。

(職員の服務)

第10条 事務局職員の服務及び勤務条件については、館林市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、館林市の一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

担当名	事務分掌
総務係	1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会及び幹事会の会議に関すること。 5 合併資料の編さんに関すること。 6 報酬等の支給に関すること。 7 広報事業に関すること。 8 国・県との連絡調整に関すること。 9 住民説明会に関すること。 10 その他他の係に属さないこと。
計画係	1 合併市町村基本計画に関すること。 2 財政計画に関すること。
調整1係 調整2係	1 合併協定項目の調整に関すること。 2 その他各種事務事業の調整に関すること。 3 専門部会の会議に関すること。

別表第2（第9条関係）

名称	館林市・板倉町合併協議会会長の印
寸法	方2.1センチメートル
書体	てん書体
ひな型	
使用区分	一般文書用
管理者	館林市・板倉町合併協議会事務局次長
個数	1個



報告第6号

館林市・板倉町合併協議会財務規程について

館林市・板倉町合併協議会財務規程について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）が負担する負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを速やかに両市町の長に送付するものとする。

4 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、協議会を招集する暇がないと認めるときは、第2条第2項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、当該予算に係る予算書の写しを両市町の長に送付するものとする。

3 第1項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを協議会に報告し、承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の科目の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、館林市の予算の例により行うものとする。

2 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、館林市の例により、これを行うものとする。

2 協議会の出納員は、予算差引簿その他必要な帳簿を備え、適切に出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、規約第14条第1項の規定に基づき監査に付するものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを両市町の長に送付するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の科目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入	1 諸収入
3 県補助金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2（第5条関係）

歳出予算の科目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

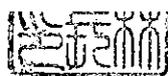
報告第7号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について、別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安楽岡 一 雄



# 館林市・板倉町合併協議会

## 協議書

平成28年6月1日



## 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する両市町の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

### 協議して定めるべき事項

- 1 規約第6条第1項（会長及び副会長）
- 2 規約第7条第1項（委員）
- 3 規約第12条第1項（職員）
- 4 規約第13条第2項（経費）
- 5 規約第14条第1項（監査）
- 6 規約附則（施行日）

### 協議して定めた事項

- 1 会長及び副会長

規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長には次の者を選任する。

会 長	館林市長 安楽岡 一 雄
副会長	板倉町長 栗 原 実

- 2 委員

規約第7条第1項第5号に規定する委員については、次のとおりとする。

市町名	氏 名	備 考
館林市	山 崎 紀 夫	館林市区長協議会会長
	河 本 榮 一	館林商工会議所会頭
	福 田 榮 次	館林市農業委員会会長
板倉町	増 田 文 和	板倉町行政区長会会長
	市 澤 孝 一	板倉町商工会会長
	小野寺 幸 一	板倉町農業委員会会長
館林市・板倉町	江 森 富 夫	邑楽館林農業協同組合代表理事組合長

規約第7条第1項第6号に規定する委員については、次のとおりとする。

市町名	職名	氏名
板倉町	町長補佐	中 里 重 義

### 3 職員

規約第12条第1項に規定する職員については、次のとおりとする。

市町名	職名	氏名	備考
館林市	部長	田沼孝一	事務局長(併任)
	課長	林成明	事務局次長
	主幹	木村和好	係長
	主任	石井博	係員
	主任	鈴木誠	係員
板倉町	課長	丸山英幸	事務局次長
	係長	館野雅英	係長
	主事	田部井啓介	係員

### 4 経費

規約第13条第2項の規定により定める経費は、両市町が負担する。

負担割合は、均等割とする。ただし、一部事業費(協議会広報紙作成)については、県補助金を考慮した世帯割とする。

### 5 監査

規約第14条第1項に規定する監査委員については、次のとおりとする。

館林市	高木貞一郎
板倉町	高瀬博通

### 6 施行日

規約附則に規定する施行日については、次のとおりとする。

施行日	平成28年6月1日
-----	-----------

### 7 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

### 8 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、両市町の長が協議して定めるものとする。

9 協議の発効

この協議は、次の日から発効する。

発効日	平成28年6月1日
-----	-----------

10 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

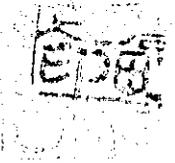
平成28年6月1日

館林市長

長楽岡一雄 

板倉町長

栗原 



報告第8号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる  
変更協議書について

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について、  
別紙のとおり報告する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安楽岡 一 雄



館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第1項に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第5の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

1 変更内容

規約第14条第1項に規定する監査委員について、次のとおり変更する。

変更前

板倉町	高瀬博通
-----	------

変更後

板倉町	江田音吉
-----	------

2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

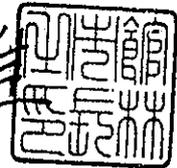
発効日	平成28年6月7日
-----	-----------

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年6月7日

館林市長

安楽岡一雄



板倉町長

栗泉



議案第1号

館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について

館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長（以下「議長」という。）として、協議会の副会長と連携を図りながら、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(発言の許可)

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、会議録（別記様式第1号）を調製するものとする。

2 前項の会議録には、議長が必要と認めた事項のほか、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する出席委員2名が署名し、これを協議会の事務局（以下「事務局」という。）で保管するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。

(傍聴人)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の氏名、住所を傍聴人受付票(別記様式第2号)に記入し、受付箱に投函しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号のほか、傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 前各号のほか、会議を妨害し、又は迷惑となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声の録音等をしてはならない。ただし、特に議長が必要があると認める者はこの限りではない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(規律)

第17条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動

をしてはならない。

- 2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称		
開催日時	年 月 日（ ） 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所		
議長氏名		
出席者氏名		
事務局氏名		
会議事項	議題	会議結果
会議経過	次ページのとおり	
会議資料		
会議録の確定	確定年月日	署名
	年 月 日（ ）	指名委員氏名
	年 月 日（ ）	指名委員氏名

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

別記様式第2号（第11条関係）

傍聴人受付票

住所	
氏名	
一般・報道の別	一般 ・ 報道 (どちらかに○を付けてください)



議案第 2 号

館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり提案する。

平成 28 年 7 月 15 日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

## 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 協議会委員等が協議会の会議等に出席したときの報酬は、日額8,300円とする。ただし、地方公共団体の長、その他の常勤職員及び議会の議員については、これを支給しない。

2 委員等が、協議会の職務を行うために旅行した場合及び委員等以外の識見者が協議会の依頼を受けて会議等に出席した場合は、費用弁償として実費を支給する。

3 前項の規定により支給する実費については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

(支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

議案第 3 号

平成 2 8 年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

平成 2 8 年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成 2 8 年 7 月 1 5 日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

年度	合併協議会	幹事会(職員)	専門部会(職員)	新市基本計画	事務局その他
平成28年度	<p>協議書取り交わしH28.6.1 (協議会設置)</p> <p>協議会 随時開催</p>	<p>幹事会 随時開催</p>	<p>市町現況調査 課題抽出 課題調整案 検討・協議</p>	<p>策定方針 提案決定</p> <p>計画素案 提案</p> <p>計画 検討 作成</p>	<p>事務局設置 H28.6.1</p> <p>協議会ホームページ開設</p> <p>協議会だより 発行</p> <p>住民説明会</p>
平成29年度	<p>協議会 随時開催</p>	<p>幹事会 随時開催</p>	<p>事務事業 調整・一元化</p>		<p>協議会だより 発行</p>

議案第 4 号

平成 2 8 年度館林市・板倉町合併協議会予算について

平成 2 8 年度館林市・板倉町合併協議会予算について、別紙のとおり提案する。

平成 2 8 年 7 月 1 5 日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

平成28年度  
館林市・板倉町合併協議会  
予算に関する説明書

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	20,889	0	20,889
2 諸収入	1	0	1
3 県補助金	5,000	0	5,000
歳入合計	25,890	0	25,890

歳出 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				県補助金	その他	
1 運営費	4,430	0	4,430	892		3,538
2 事業費	20,960	0	20,960	4,108		16,852
3 予備費	500	0	500			500
歳出合計	25,890	0	25,890	5,000	0	20,890

## 2 歳入

### 1 負担金

### 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	20,889	0	20,889	1 市町負担金	20,889	館林市【均等割50%+世帯割※】 11,880 板倉町【均等割50%+世帯割※】 9,009 ※協議会だよりのみ世帯割(協議会持出分を世帯割) <館林市>30,205世帯【84.9%】 <板倉町> 5,355世帯【15.1%】※H27国勢調査速報値
計	20,889	0	20,889			

### 2 諸収入

### 1 諸収入

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	0	1	1 諸収入	1	預金利息等 1
計	1	0	1			

### 3 県補助金

### 1 県補助金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	5,000	0	5,000	1 県補助金	5,000	群馬県市町村合併協議会支援補助金 5,000
計	5,000	0	5,000			

### 3 歳出

#### 1 運営費

#### 1 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 会議費	2,440	0	2,440	0	2,440	1 報酬	830	委員報酬	830
						9 旅費	188	委員旅費	188
						11 需用費	279	消耗品費	200
								食糧費	79
						13 委託料	843	会議録作成業務委託料	843
14 使用料及び賃借料	300	会場使用料	300						
計	2,440	0	2,440	0	2,440				

51

#### 1 運営費

#### 2 事務費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 事務費	1,990	0	1,990	892	1,098	9 旅費	188	職員旅費	188
						11 需用費	650	消耗品費	300
								燃料費	50
								印刷製本費	300
						12 役務費	450	手数料	91
						14 使用料及び賃借料	600	通信運搬費	359
機器備品等賃借料	600								
18 備品購入費	102	公印等	102						
計	1,990	0	1,990	892	1,098				

## 2 事業費

## 1 事業推進費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 事業推進費	20,960	0	20,960	4,108	16,852	11 需用費	8,516	消耗品費 300
				県支出金				協議会だより印刷製本費 8,216
				4,108		13 委託料	12,444	ホームページ作成・更新業務委託料 1,000
								新市基本計画策定業務委託料 5,500
								電算システム一元化調整業務委託料 5,080
								事務事業支援業務委託料 864
計	20,960	0	20,960	4,108	16,852			

## 3 予備費

## 1 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 予備費	500	0	500				500	500
計	500	0	500					

議案第5号

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について、別紙のとおり提案する。

平成28年7月15日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 安樂岡 一 雄

合併協定項目

	項目		項目
1	合併の方式	2 3	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国内・国際交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広聴広報関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	人権推進事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	5	納税関係事業
7	地方税の取扱い	6	消防防災関係事業
8	地域自治制度の取扱い	7	交通関係事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	8	窓口業務
1 0	農業委員会の取扱い	9	保健衛生事業
1 1	特別職の身分の取扱い	1 0	障がい者福祉事業
1 2	条例、規則等の取扱い	1 1	高齢者福祉事業
1 3	事務組織及び機構の取扱い	1 2	児童福祉事業
1 4	一部事務組合等の取扱い	1 3	保育事業
1 5	使用料、手数料等の取扱い	1 4	生活保護事業
1 6	公共的団体等の取扱い	1 5	その他の福祉事業
1 7	補助金、交付金等の取扱い	1 6	ごみ収集運搬業務事業
1 8	町名・字名の取扱い	1 7	環境対策事業
1 9	慣行の取扱い	1 8	農林水産関係事業
2 0	国民健康保険事業の取扱い	1 9	商工・観光関係事業
2 1	介護保険事業の取扱い	2 0	勤労者・消費者関連事業
2 2	消防団の取扱い	2 1	建設関係事業
		2 2	下水道事業
		2 3	市町立学校の通学区域、学校名
		2 4	学校教育事業
		2 5	文化・スポーツ振興事業
		2 6	地域コミュニティ関係事業
		2 7	生涯学習事業
		2 8	男女共同参画事業
		2 9	その他の事業
		2 4	新市基本計画

## 合併協定項目の調整方針

### 1 基本的な方針

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）が合併した場合において、両市町が実施している事務事業や制度等の違いにより、住民に混乱や大きな影響を与えることがないように、また、合併効果を発揮した行政サービスを提供できるよう、事務事業や制度等の調整を図ることが必要となる。

事務事業等の調整にあたっては、自治体を取り巻く社会・経済等の環境変化に十分留意し、魅力あるまちづくりの展開と住民福祉の向上を図ることができるよう努めるものとする。

### 2 基本原則

合併協定項目の調整は、次に掲げる基本原則を踏まえ行うものとする。

#### (1) 一体性確保の原則

新市に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや各種施設の利用など、住民生活に直接関わる事務事業については、支障が生じないように、速やかな一体性の確保に努め調整するものとする。

#### (2) 住民福祉向上の原則

現在、両市町で行っている各種住民福祉サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、その水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整するものとする。

#### (3) 負担公平の原則

住民税などの地方税や各種使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金設定について、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し調整するものとする。

#### (4) 健全な財政運営の原則

新市の財源確保に努めるとともに、多様化・高度化する行政需要に的確に応えられるよう、経常的経費及び投資的経費の均衡に配慮し、地方分権時代に対応できる健全な財政運営が図られるように調整するものとする。

#### (5) 行政改革推進の原則

最小の経費で最大の効果をあげることを基本に行政改革を推進し、今後、両市

町が行う事業はどうあるべきかという視点に立って、事務事業の見直しに努めるものとする。

(6) 適正規模準拠の原則

両市町が合併することによる人口、面積等の規模の拡大に伴い、新市の運営においても、その規模に見合った適正な事務事業を進める必要があり、類似団体の状況も考慮し調整するものとする。

(7) 地域特性尊重の原則

両市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

3 調整方針の基本的区分

事務事業の調整方針は、概ね次の分類のいずれかによることとする。

(1) 現行のとおりとする。

両市町の事務事業・制度の内容が同一で、現行のまま新市に引き継ぐことが適当な事項。

(2) 合併時に統合する。

両市町の事務事業・制度の内容に違いがある、あるいは、いずれかの市町に事務事業・制度がないため調整が必要な事項で、いずれかの市町の例に統合し、新市の発足の日から、新市において全体に適用していくことが適当な事項。

(3) 合併後に統合する。

両市町の事務事業・制度の内容に違いがある、あるいは、いずれかの市町に事務事業・制度がないため調整が必要な事項で、激変緩和等の理由から、新市発足の日から当分の間は、旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合し、新市全体に適用していくことが適当な事項。

(4) 合併時に再編する。

両市町の事務事業・制度の内容に違いがある、あるいは、いずれかの市町に事務事業・制度がないため調整が必要な事項で、いずれの市町の例にもよらない新たな事務事業・制度を創設（再編）し、新市発足の日から新市において全体に適用していくことが適当な事項。

(5) 新市において策定（再編）する。

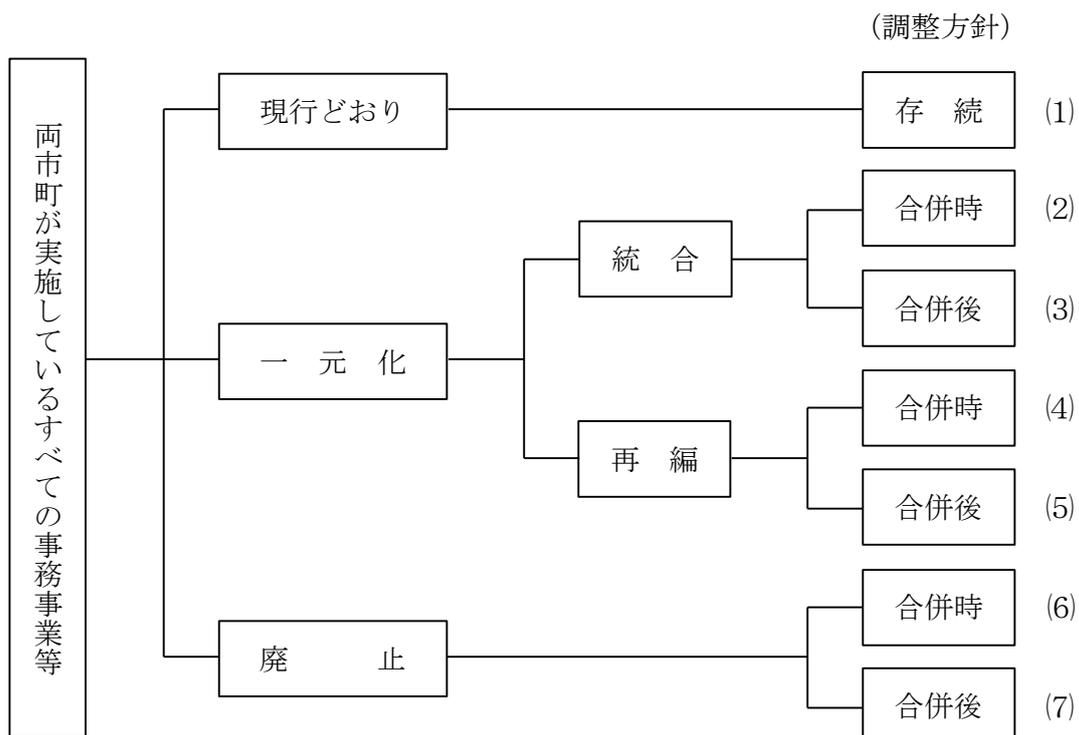
両市町の事務事業・制度の内容に違いがある、あるいは、いずれかの市町に事務事業・制度がないため調整が必要な事項で、新市発足の日から当分の間は各市町の制度をそれぞれ実施していきながら、新市に移行後十分な検討・調整を経て、新たな事務事業・制度を創設（再編）し、新市において全体に適用していくことが適当な事項。

(6) 合併時に廃止する。

両市町の事務事業・制度の内容に違いがある、あるいは、いずれかの市町で事務事業・制度がないため調整が必要な事項で、社会の変化等により、新市において実施する目的や役割がないと見込まれ、廃止すべき事務事業・制度とされたもので、新市発足の日の前日までに廃止することが適当な事項。

(7) 合併後に廃止する。

両市町の事務事業・制度の内容に違いがある、あるいは、いずれかの市町で事務事業・制度がないため調整が必要な事項で、社会の変化等により、新市において実施する目的や役割がないと見込まれ、いずれ廃止すべき事務事業・制度とされたもので、新市発足の日から当分の間は、旧市町の事務事業・制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止することが適当な事項。



#### 4 合併協定項目等の設定基準

- (1) 合併協定項目（Aランク）＝合併協議会で協議し、確認すべきもの
  - ① 合併の基本4項目
  - ② 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）等に定める協議事項
  - ③ 特に住民生活に関わりの深い事項
  - ④ 両市町の地域の実情、特性などから協議が必要な事項
  - ⑤ 各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難な事項
  - ⑥ 新市基本計画
  
- (2) 合併協定項目以外（Bランク）＝幹事会及び専門部会で協議し、会長及び副会長に報告のうえ合併協議会に報告するもの（住民への直接的な影響は少ないが、内容や運用が異なり、専門部会で調整することが困難なもの）
  
- (3) 合併協定項目以外（Cランク）＝専門部会で協議し、幹事会、会長、副会長及び合併協議会に報告するもの（住民への直接的な影響が少なく、かつ、内容や運用も差異がない事務事業で、専門部会で調整が可能なもの）
  
- (4) 具体的な合併協定項目は、別に定めることとし、項目の削除又は追加等については、必要に応じて行うこととする。

## 両市町の沿革について

### 【館林市】

館林市は城下町から発展したまちです。15世紀に築かれた館林城は、江戸時代に入り徳川四天王の一人榊原康政が館林城主となり、城下町の整備を行いました。明治4年の廃藩置県により、館林藩は邑楽郡一円を区域とする館林県となりますが、間もなく栃木県に編入、更に明治9年には群馬県に編入されるに伴い、館林町は邑楽郡に属することになりました。そして、明治40年に開通した東武鉄道によって、館林町に経済上の効果をもたらしました。また、館林町は上毛の穀倉地帯と呼ばれる邑楽郡の中央部に位置していたところから、早くからの近代都市としての形態を整え、明治末期には人口が2万人を超えました。

昭和29年(1954年)4月に館林町と郷谷・大島・赤羽・六郷・三野谷・多々良・渡瀬村の1町7か村が合併して市制を施行し、今のまちの形になりました。

現在では、人口が7万7千人を超え、城沼・多々良沼・茂林寺周辺等、自然が多く残るまちです。「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を市の将来都市像とし、市民とともに共創による住みよいまちづくりを進めています。

### 【板倉町】

板倉町は低湿地が広い面積を占めているため、昔からたびたび洪水・水害に見舞われ、水との闘いと克服の歴史を通して発展してきました。昭和2年に邑楽東部第1排水機場が設置されるなど、排水事業を中心に湿田の乾田化が進められたことにより、県内屈指の穀倉地帯として今日の板倉町の基礎が築かれました。

昭和30年(1955年)2月に西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村の合併により今の町が発足しました。昭和54年に板倉沼が埋め立てられ、現在の板倉工業団地が造成されました。農業が主体であった板倉町の産業に、工業への志向性が高まり、農工商が一体となったまちづくりが進められました。平成に入って、板倉町は群馬県と共に学園都市構想に取り組みました。その成果として、平成9年に東洋大学板倉キャンパスが開学、板倉東洋大前駅開業、翌平成10年に板倉ニュータウン街びらき式典が開催されました。

現在では、町の将来像である「みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向けて取り組むべき、新しいまちづくりの指針として定めた基本的な考え方に基づき、施策を展開しています。

両市町の財政状況等について

内容		館林市	板倉町	1市1町合計	基準日	出典元	備考
基礎	人口	77,498	15,141	92,639	館林H28.5.31 板倉H28.5.1	各市町HP	
	世帯	32,462	5,455	37,917	館林H28.5.31 板倉H28.5.1		
	面積(k㎡)	60.97	41.86	102.83	H27.10.1	国土地理院	
財政	歳入決算額【一般会計】(千円)	29,033,480	6,291,751	35,325,231	H26年度決算	各市町決算 カード	H27年度決算 9月議会提出
	市町村税額(千円)	12,116,064	1,947,137	14,063,201			
	地方交付税(千円)	2,334,020	1,430,384	3,764,404			
	国県支出金(千円)	5,294,554	867,795	6,162,349			
	繰入金(千円)	1,905,452	505,753	2,411,205			
	地方債(千円)	2,445,100	378,600	2,823,700			
	その他(千円)	4,938,290	1,162,082	6,100,372			
	歳出決算額【一般会計】(千円)	27,387,279	5,660,692	33,047,971			
	人件費(千円)	4,544,903	1,056,481	5,601,384			
	扶助費(千円)	5,356,206	733,424	6,089,630			
	公債費(千円)	2,057,202	508,829	2,566,031			
	その経費(千円)	11,504,382	2,808,153	14,312,535			
	投資的経費(千円)	3,924,586	553,805	4,478,391			
	財政力指数	0.828	0.560				
財政調整基金(千円)	1,581,268	1,994,549	3,575,817				
地方債現在高(千円)	24,796,821	3,813,520	28,610,341				
職員	職員数(人)	612	141	753	H28.4.1	館林市人事課 板倉町総務課	・再任用含む ・派遣職員除く
議員	議員定数	20	12	32	H27.11.1	各市町HP	
産業	農業産出額(百万円)	7,030	6,460	13,490	H18	生産農業 所得統計	
	製造品出荷額等(百万円)	259,287	56,275	315,562	H26.12.31	工業統計 調査	
	年間商品販売額(百万円)	235,854	8,595	244,449	H26.7.1	商業統計 調査	
学校等	公立保育園数(園)	9	2	11	H27.4.1	各市町HP	
	私立保育園数(園)	6	1	7			
	公立幼稚園数(園)	5	0	5			
	私立幼稚園数(園)	1	1	2			
	私立認定こども園数(園)	1	1	2			
	小学校数(校)	11	4	15			
	中学校数(校)	5	1	6			
施設	公民館数	11	4	15	H27.4.1	各市町HP	

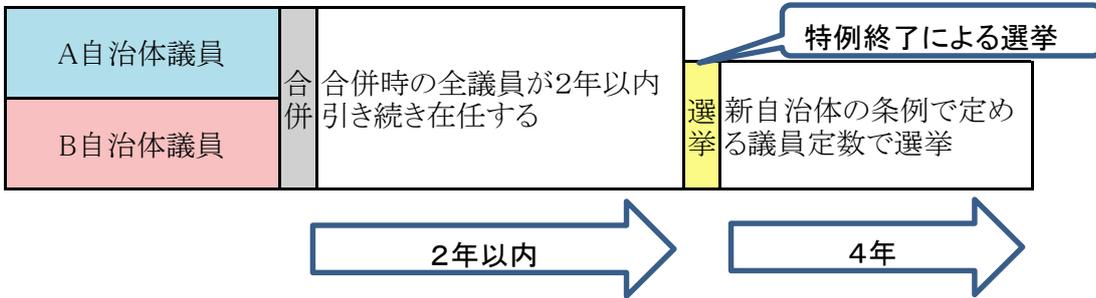
## 新設合併と編入合併の違いについて

項目	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、 <u>新しい市町村の法人格が発生する。</u>	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、 <u>編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。</u>
合併市町村の名称	<u>新たな名称を定める。</u>	一般的には編入する市町村の名称としている。新たに制定することもできる。
事務所の位置	住民の利便性等を考慮して、 <u>新たに定める。</u>	一般的には編入する市町村の事務所の位置としている。
財産の取扱い	新しい市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
市町村の長	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、 <u>すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。</u>	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会の議員	<u>原則として、合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任されるが、特例がある。</u>	<u>編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は身分を失うが、特例がある。</u>
一般職の職員の身分	引き続き新しい市町村の職員として身分を保有する。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、編入する市町村に引き継がれる。
特別職の取扱い	合併する市町村の特別職の職員全員がその身分を失う。	編入する市町村の特別職の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併する市町村の <u>条例・規則はすべて失効し、新たに制定する。</u>	編入される市町村の条例・規則はすべて失効し、編入する市町村の条例を適用する。(合併に伴う必要な改正を行う)
県内の事例	伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、神流町、東吾妻町、みなかみ町	前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、藤岡市、中之条町

**新設合併**

新設合併では、両自治体の議員が身分を失うが、在任特例により、合併後2年を超えない範囲で、引き続き新自治体の議員として在任することができる。

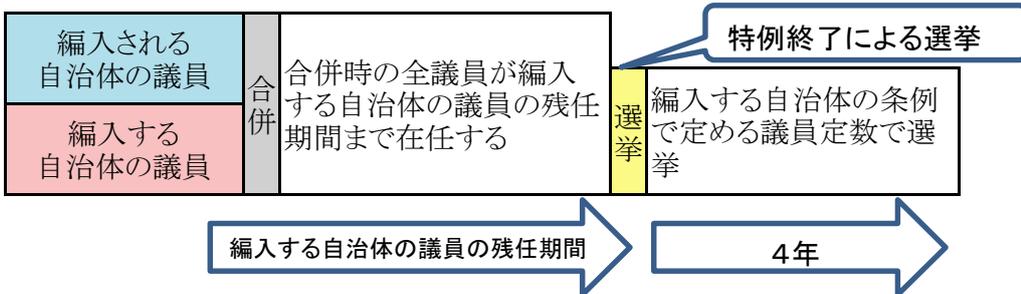
◆【在任特例】両議会議員全員が、合併後の最初の議会議員選挙まで在任できる。



**編入合併**

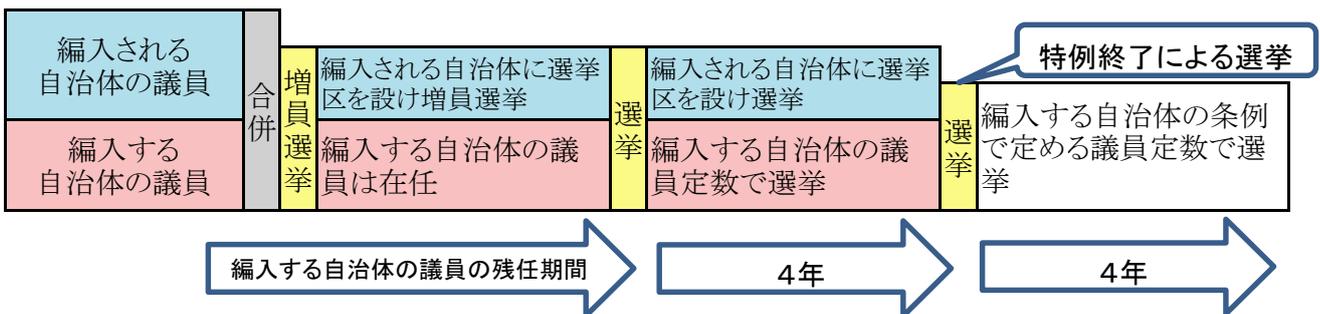
編入合併では、編入する自治体の議員は身分を失わず、編入される自治体の議員は身分を失うが、在任特例による在任期間の延長や、定数特例による増員選挙を行うことができる。

◆【在任特例】合併時の全議員が、編入する自治体の最初の議会議員選挙まで在任できる。



◆【定数特例】編入される自治体の増員選挙を行い、最初の議会議員選挙も同様の選挙区を設ける。

※増員数=編入する自治体の議員定数×(編入される自治体の人口÷編入する自治体の人口)



◆【在任特例後に定数特例】編入される自治体の議員全員が、合併後の最初の議会議員選挙まで在任でき、最初の選挙では、両自治体の人口比に応じて定数を増員できる。

